

徳島県訓令第十一号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「徳島県東部県税局（以下「東部県税局」という。）及び徳島県総合県民局（以下「県税局等」を「徳島県県税局（以下「県税局」に改める。

第三条中「第四条第六項」を「第四条第三項」に改める。

第十条の二中「東部県税局長」を「局長」に改める。

第十三条の表自動車税の環境性能割の項を削る。

第二十三条中「自動車税の種別割額」を「自動車税額」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第四十条第一項中「県税局等」を「県税局」に改める。

第四十九条中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。